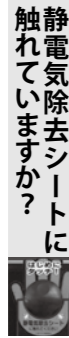


静電気除去シートに
触れていますか？

セルフ式ガソリンスタンドで給油する際、静電気により火災になる恐れがあります。静電気除去シートに触れてから給油を始めましょう。



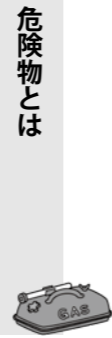
危険物とは

消防法で定められているもので、

- ① 火災発生の危険性が大きい
- ② 火災拡大の危険性が大きい
- ③ 消火の困難性が高い

性質を持つものを指します。身近なものでは、ガソリン、灯油、軽油、濃度が高いアルコールなどがあります。

また、容器の内圧が高まり、中身が噴出して火災になる恐れがあるため、ガソリンなどは直射日光の当たらない場所で保管しましょう。

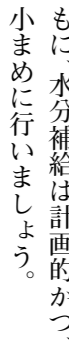


危険物安全週間
6月7日(日)～13(土)

毎年6月の第2週は「危険物安全週間」です。危険物を取り扱う事業所の自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

「トラッキング現象」
ほこりで火事って本当？

トラッキング現象とは、コンセントとプラグの間にほこりがたまり、湿気を帯びることで小さな火花放電を繰り返して、発火する現象です。特に梅雨時期は湿度が高く、ほこりが水分を吸収して電気が流れやすい状態になるので注意が必要です。



「トラッキング現象を防ぐためにできることは？」

- 差し込んだままの電気製品のプラグを抜き、たまったほこりを取り除く
- プラグカバーやコンセントキャップを使用する

夏本番前に熱中症対策を！

湿度の高い蒸し暑い日が続く6月ごろから、熱中症による救急搬送が多くなります。夏本番前から、暑熱順化(なつあな順化)で体を暑さに慣らしていくとともに、水分補給は計画的かつ、小まめに行いましょう。

備北消防では、救命講習を定期開催しています！
詳しくは、ホームページをご覧ください。



男女共同参画社会の実現

性別に関わらず、職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、皆さん一人一人の取り組みが必要です。

現在、国においては「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の経済的自立や男性の育児・家事への参画、男女共同参画の視点に立った防災などの施策が進められています。

また、変化する社会情勢に合わせ、デジタル分野での活躍や、誰もが自分らしく、誇りを持って生きられる社会の実現に向けた取り組みも進んでいます。

本市においても、男女共同参画社会実現のため、「第2次庄原市男女共同参画プラン(後期計画)」に基づき、各種啓発事業などに取り組んでいます。

尊重しながら平等に参画できる社会の実現に努めましょう。

毎年6月23日～29日は
男女共同参画週間

内閣府は、男女共同参画社会への理解を深めるため、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

本年度のキャッチフレーズは、中学生から20代の若い世代を中心に募集され、審査の結果、

「あなたらしさが、
社会のチカラ」

市は男女共同参画事業として、6月24日から市内7会場(庄原・西城・東城・口和・高野・比和・総領地域)で巡回パネル展を開催します。

皆さんも身近なところから男女共同参画について考えてみませんか。



国民健康保険・後期高齢者医療制度
6月から入院時の食事代(標準負担額)が変わります

6月から、入院時の食事代の標準負担額が表のとおり変更となります。

入院時の食事代の標準負担額とは？

病気やけがなどで入院した際に、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代として自己負担することになる1食当たりの金額のことです。

この金額は世帯の所得状況によって決まります。

認定証の申請・提示は原則不要になります

オンライン資格確認システムを導入している医療機関では、マイナ保険証または資格確認書を提示して情報提供に同意すれば、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請・提示をしなくても、減額後の標準負担額が適用されます。

詳しくは、受診する医療機関にご確認ください。

※ただし、過去12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の人で、入院時食事代の減額をさらに受ける場合は、市への手続きが必要です。

■入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

| 所得区分 | 標準負担額(1食あたり) | |
|------------------------|----------------------------|----------|
| | 令和8年5月まで | 令和8年6月から |
| 住民税課税世帯 | 510円 | 550円※1 |
| 住民税非課税世帯 低所得II | 90日までの入院 | 240円 |
| | 長期入院該当(過去12カ月で90日を超える入院)※2 | 190円 |
| 低所得I(住民税非課税世帯かつ一定所得以下) | 110円 | 130円 |

※1 指定難病や小児慢性特定疾病など(県が交付する「特定医療費(指定難病)受給者証」や「小児慢性特定疾病受給者証」を持っている人)で入院する人は、1食あたり330円となります。

※2 「長期入院該当」の標準負担額とするには、申請が必要です。



ほのぼのネット 通信

ほのぼの子育て講座に
参加してみませんか



▲歯磨き・虫歯予防講座



▼ベビーマッサージ講座

講座ってどんな感じ？

講座は、子育て家庭や支援者などが集まり、和やかな雰囲気で行っています。

ほのぼのネットでは、市内全域を対象に、楽しみながら学べる子育て講座を開催しています。

子育てに関する不安や悩みを和らげるヒントが見つかるほか、保護者同士の交流の場にもなっています。ぜひお気軽にご参加ください。

参加者の声

■ 防災の講座では、新しい情報を知ることができ、家族でも共有したいと感じた

■ 歯磨き指導では、自分のやり方を再確認することができ、自信につながった

■ 同年代の子どもを育てる保護者との交流があり、楽しく参加できた

本年度の講座予定

- パパ講座
- アロマ講座
- ベビーマッサージ講座
- 防災対策講座
- 保育所入所説明会 など



講座の詳細は、庄原ほのぼのネットアプリまたは広報紙でお知らせします。

なお、講座へ参加するには事前の申し込みが必要です。希望する場合は、ほのぼのネットへの電話または「庄原ほのぼのネットアプリ」で予約してください。

WEB予約

庄原ほのぼのネットアプリ

